

入院時食事療養費について

所得区分			食事（１食につき）
現役並み所得・一般			５５０円
住民税 非課税等	区分Ⅱ	過去１２か月の入院日数が９０日以内	２７０円
		過去１２か月の入院日数が９０日超 （長期入院該当）	２２０円
	区分Ⅰ		１３０円

※ 指定難病患者の方は、１食３３０円です。

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しております。

（朝食７時２０分　昼食１１時４５分　夕食１８時００分）

令和８年６月１日　改定
医療法人恵山会　丸山病院